

## 和水町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 8,907	千円 10,181,979	千円 220,918	千円 1,172,212	% 11.5	% 11.8

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

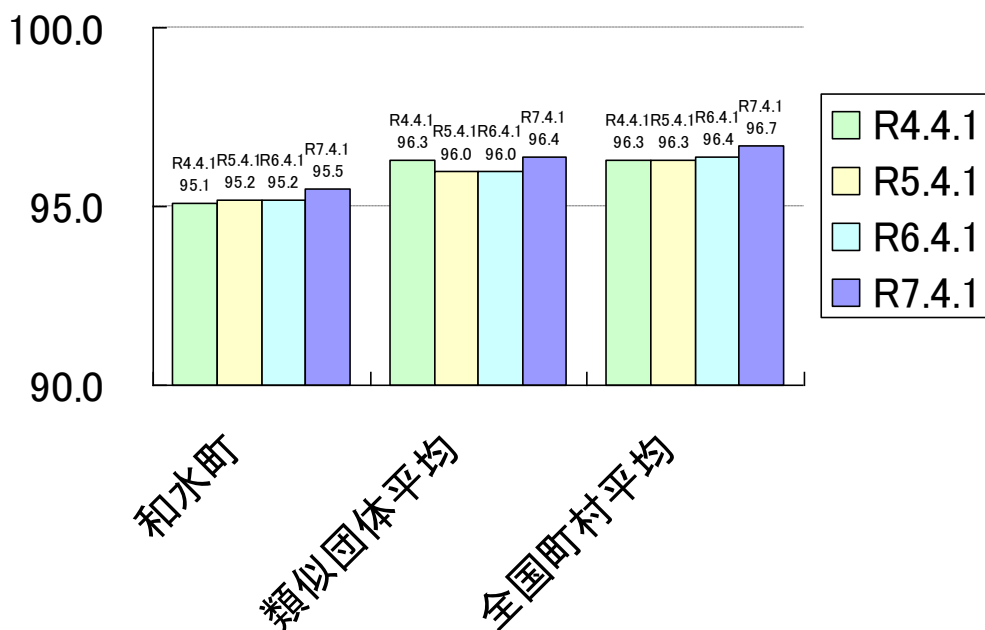
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 127	千円 430,063	千円 53,759	千円 174,974	千円 658,796	千円 5,187	千円 5,723

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、R6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ R7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載を省略します。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし。

③その他の見直し内容

期末・勤勉手当、扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
和水町	42.9歳	292,107円	355,180円	331,619円
熊本県	42.6歳	333,192円	404,921円	358,648円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.2歳	314,279円	364,128円	339,772円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
和水町	52.9歳	9人	266,130円	291,176円	285,194円	—	—	—	—
調理員	52.9歳	9人	266,130円	291,176円	285,194円	飲食物調理従事者	45.5歳	233,400円	1.25
熊本県	55.7歳	137人	329,010円	364,188円	342,389円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	—	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	287,371円	310,867円	299,385円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、R7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		和水町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	192,400円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,400円	325,100円	368,300円	—円
	高校卒	246,200円	300,100円	325,100円	368,300円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円

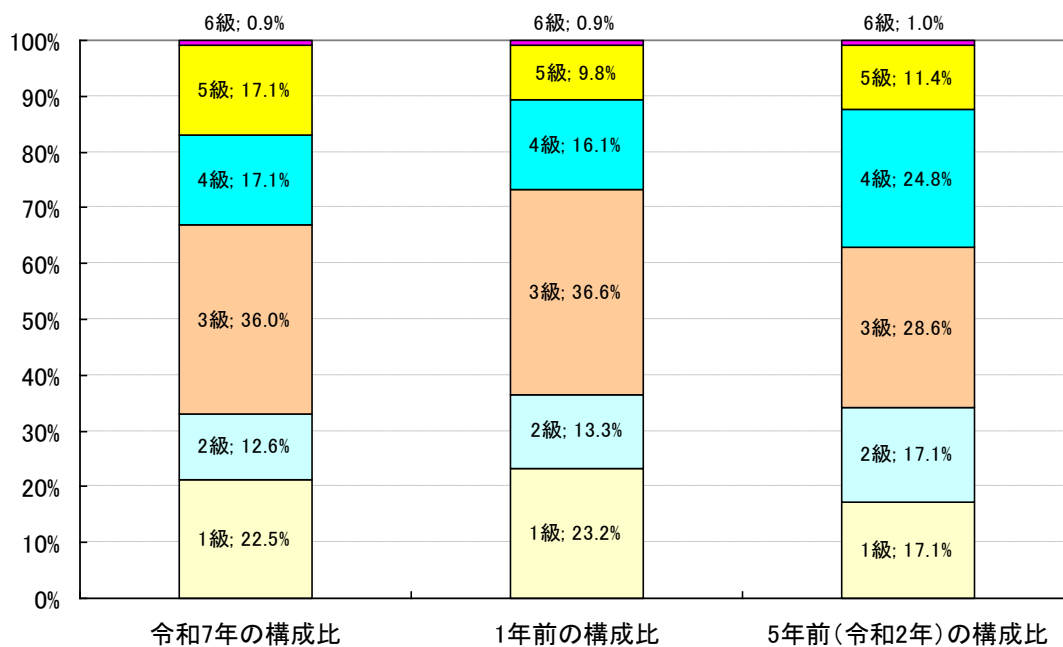
**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

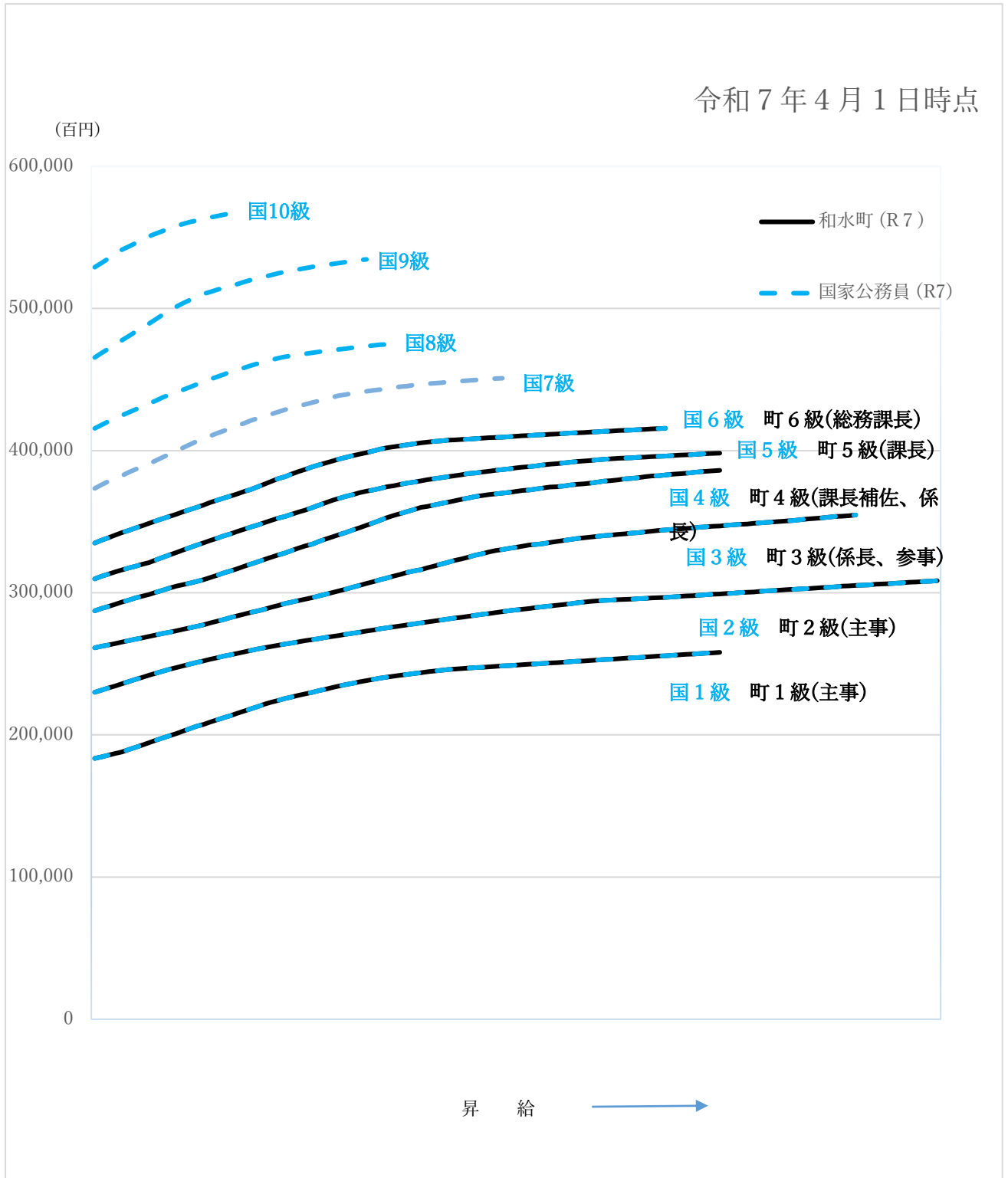
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士の職務	25 人	22.5 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事、技師、保育士の職務	14 人	12.6 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長、主任保育士、参事の職務並びに同程度の技師、保育士の職務	40 人	36.0 %	261,300 円	354,700 円
4 級	審議員、局長、室長、課長補佐、施設長補佐、所長の職務並びに同程度の係長、主任保育士、参事の職務	19 人	17.1 %	287,300 円	386,100 円
5 級	課長、施設長、会計管理者の職務並びに同程度の審議員、局長、室長、課長補佐、施設長補佐、所長の職務	12 人	10.8 %	309,800 円	398,200 円
6 級	総務課長、総務課長経験者	1 人	0.9 %	335,000 円	415,700 円

- (注) 1 和水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



令和7年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（和水町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分

上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

和 水 町	熊 本 県	国
一人当たり平均支給額 (R6年度) 1,357 千円	一人当たり平均支給額 (R6年度) 1,860 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

和 水 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率 2~45%) (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率 2~45%)		
1人当たり平均支給額		10,402千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)			653 千円
支給職員1人当たり平均支給額 (R6年度決算)			653 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
特別区	20%	1人	20%

### (4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)		11,883 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		312,711 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		22.6 %		
手当の種類 (手当数)		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間介護手当	特別養護老人ホームに勤務する介護士	深夜における介護等の業務	5,864千円	1回 4,000円
税務手当	税務職員	庁外における町税の徴収業務	2千円	日額 200円
		動産差押処分の業務		1件 200円
		差押財産の占有物件の引揚業務		日額 1,000円
介護職員処遇改善手当	特別養護老人ホームに勤務する介護士	介護業務	6,017千円	月額13,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	27,117 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	115 千円
支給実績 (令和6年度決算)	26,976 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	113 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはな

らない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同		19,164 千円	277,734 円
住居手当	借家の場合 28,000円を限度に支給	同		7,827 千円	326,125 円
通勤手当	片道2km以上から段階的に支給 (2,000円~10,000円)	異	・交通機関利用 ・距離設定	11,334 千円	87,859 円
管理職手当	総務課長 50,000円 その他課長相当職 40,000円 審議員・所長 30,000円	異	・手当額	8,160 千円	510,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		4,832 千円	161,062円
宿日直手当	日直 4,400円/回	同		1,602 千円	18,847 円
管理職員特別勤務手当	4,000円/回 (6時間を超える場合の勤務は、6,000円/回)	異		20 千円	6,667 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	791,000 円 ( - 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 892,000 円 / 523,000 円
	副 町 長	581,000 円 ( - 円)	700,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	326,000 円 ( - 円)	366,000 円 / 200,000 円
	副 議 長	269,000 円 ( - 円)	320,000 円 / 170,000 円
	議 員	245,000 円 ( - 円)	310,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(R6年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 員	(R6年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 15,820,000 円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×290/100	6,739,600 円 任期毎

	備 考	
--	-----	--

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

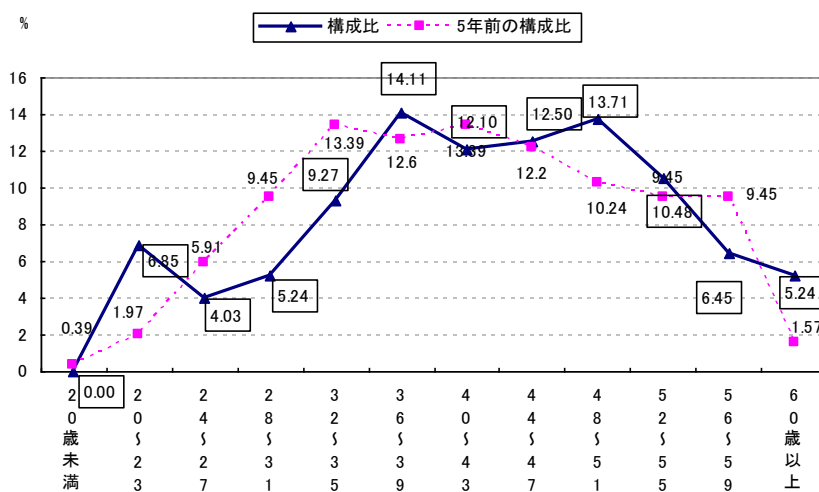
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	2 37 9 11 5 8 21 9 10 2	議 会	2	2	0	業務体制見直しにより配置増 業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置減
		総 務	37	41	4	
		税 務	9	8	▲1	
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	8	7	▲1	
		民 生	22	21	▲1	
	衛 生	9	8	▲1		
		計	103	103	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.6 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.20 人)
		教育部門	24	24	0	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	127	127	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.58 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.52 人)	
公 営 企 業 等	8 2 1 1 4 3 1 2 7	病 院	82	80	▲2	業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置増 業務体制見直しにより配置減 業務体制見直しにより配置減
		水 道	1	2	1	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	39	38	▲1	
		小 計	123	121	▲2	
合 計			250	248	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 278.43 人
			[ 322 ]	[ 322 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	17人	10人	13人	23人	35人	30人	31人	34人	26人	16人	13人	248人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		102	104	99	103	103	103	1(1.0%)
教育		27	25	24	24	24	24	▲3(▲11.1%)
消防		—	—	—	—	—	—	—(-%)
普通会計		129	129	123	127	127	127	▲2(▲1.6%)
公営企業等会計計		125	127	122	127	123	121	▲4(▲3.2%)
総合計		254	256	245	254	250	248	▲6(▲2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 1,099,092	千円 △ 162,577	千円 623,930	% 56.8%	% 59.6%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
R6年度	人 83	千円 302,581	千円 61,522	千円 86,419	千円 450,605	千円 5,429	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
和水町	45.4歳	303,796円	452,415円
団体平均	43.8歳	346,637円	618,183円
事業者	—歳		—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち医師)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
和水町	56.0歳	423,979円	1,076,688円
団体平均	43.8歳	576,481円	1,429,309円

(うち看護師)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
和水町	46.7歳	306,645円	436,224円
団体平均	42.0歳	315,921円	517,999円

(うち事務職員)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
和水町	41.8歳	293,924円	401,667円
団体平均	47.1歳	335,568円	526,889円

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

和水町病院事業	和水町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,041千円	一人当たり平均支給額（R6年度） 1,357千円
（R6年度支給割合） 和水町一般行政職と同じ	（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.400）月分 （1.000）月分
（加算措置の状況） 和水町一般行政職と同じ	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

和水町病院事業			和水町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%） （退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額 8,360千円			1人当たり平均支給額 10,402千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		24,419千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		359,103円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		81.9%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
研究手当	医師	臨床研修業務	2,160千円	月額 60,000円
危険手当	診療放射線技師	放射線業務	120千円	月額 5,000円
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感	—	1日 290円

	管理者がこれらに相当すると認める感染症患者に、直接業務で携わる職員	感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症患者への対応業務		
夜間看護手当	看護師、准看護師	深夜・準夜の看護業務	9,299千円	1回 3,000円 深夜勤務3時間未満の場合は1回2,600円
夜間介護手当	介護士	深夜・準夜の介護業務	—	1回 2,000円 深夜勤務3時間未満の場合は1回1,500円
特別手当	医師	常勤医師の業務	12,840千円	その都度病院事業管理者が定める額

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	9,856千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	128千円
支給実績（R5年度決算）	12,117千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	157千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同		9,602千円	266,713円
住居手当	借家の場合 28,000円を限度に支給	同		3,842千円	274,410円
通勤手当	片道2km以上から段階的に支給（2,000円～10,000円）	同		6,196千円	88,511円
管理職手当	病院長 91,000円 副院長 82,000円 地域医療センター所長 78,000円 事務部長 40,000円 看護部長 40,000円 診療技術部長 40,000円	異	総務課長 40,000円 課長相当職 30,000円 総合支所長 35,000円 審議員・園長 20,000円	4,452千円	742,000円
休日出勤手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの	同		4,817千円	166,114円

	間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給				
宿日直手当	(1) 医師 宿直勤務 25,000円(日直勤務と連続して宿直勤務をした場合50,000円) (2) 医師 日直勤務 50,000円(半日勤務の場合25,000円) (3) 医師以外の宿日直勤務 6,300円	異	4,400円/回	7,324 千円	563,388 円
管理職員特別勤務手当	6時間を超える場合の勤務 病院長 8,000円/回 副院長 8,000円/回 地域医療センター所長 8,000円/回 診療部長 8,000円/回 内科部長 8,000円/回 事務部長 4,000円/回 看護部長 4,000円/回 診療技術部長 4,000円/回	異	4,000円/回 (6時間を超える場合の勤務は、6,000円/回)	—	—